

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 34 小委員会
事務局	一般社団法人 日本照明工業会

### <規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 8105-1（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60598-1（第8版 2014）
規格タイトル	照明器具—第1部：安全性要求事項通則
適用範囲に含まれる主な電気用品名	その他の白熱電灯器具，その他の放電灯器具 エル・イー・ディー・電灯器具
廃止する基準及び有効期間	J60598-1(H26)：有効期間3年間 (J60598-1(4.1版-H14)は存続)

### <審議中に問題となったこと>

<p>(この規格の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲：電源電圧が1 000 V以下の電気光源（白熱電球，蛍光ランプ，その他の放電ランプ，LEDなどの電子発光体）用の照明器具</li> <li>・規定事項：照明器具の分類，表示，機械的構造，電気的構造及び光生物学的安全性に関する要求事項及び関連する試験</li> </ul> <p>(今回の改正の経緯)</p> <p>対応国際規格が，規格の適用範囲に LED 照明器具を含めるために，2014 年に全面改正されたことに対応して改正をした。ただし，現行 J60598-1(H26)／JIS C 8105-1:2013 は，IEC 規格に先行して，LED 照明器具を適用範囲としている。</p> <p>1 青色光による網膜傷害</p> <p>IEC 規格の改正によって新規に規定された青色光による網膜傷害に関して検討をした。次の理由により，対応国際規格の一部を修正して，導入することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 対応国際規格では，試験方法として IEC/TR 62778 を引用しているため，対応する試験方法を独自に規定する必要があること。</li> <li>－ IEC/TR 62778 は，現在 IEC 規格化作業が行われており，その中で技術的諸問題が指摘されており，そのまま導入できる内容でないこと。</li> <li>－ 青色光による網膜傷害の試験方法が規定されている JIS C 7550（対応国際規格は IEC 62471）の試験を実施できる機関が限定されており，多種多様な照明器具の試験に対応するために，簡易で実用的な試験方法が必要であること。</li> </ul> <p>青色光による網膜傷害のリスクグループは，附属書 JC（JIS C 7550 と同等の評価方法）によることとし，RG1 を超えないことを規定するとともに，RG1（RG0 を超える）場合には，“点灯中の光源を見続けず”旨の表示を行うことを規定した。対応国際規格では，表示は RG1 を超えた場合としており，対応国際規格より要求が厳しくなっている。これは，RG1 の状態の輝度は高くなるため，表示の必要性を判断したことによる。</p> <p>評価方法を規定する附属書では，JIS C 7550 による判定方法，IEC/TR 62778 を改善した輝度測定の方法，</p>
--

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

相関色温度又は相対分光分布ごとの限界輝度、配光特性データから算出した輝度を元にする方法を規定した。

### 2 電気用品安全法の技術基準の解説別表第八の規定との差異

現行 JIS 及び IEC 規格の要求事項と、別表第八の要求事項の差異について次のような検討を行った。

- － 引っ掛けシーリングによる接続方法を追加した。
- － 定着灯の固定外部配線に対する張力止めの必要範囲について注記を追加した。
- － クラス 0 以外のダウンライトについて、天井裏にあるが露出している端子台の絶縁クラスが別表第八より厳しいことについて議論したが、IEC 規格の規定のとおりとした。

### <主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
1.2.82	アームブリーチの定義を、電気設備基準に整合させた。	我が国の施工方法に整合するため。
3.2.23	移動灯では、青色光関連の警告表示について、対応国際規格では、RG2 以上の場合を規定しているが、RG1 以上とした。 定着灯では、対応国際規格が RG2 に要求する使用条件（照明器具と照明対象との距離）の代わりに、RG1 に警告を記載することとした。	移動灯の場合、RG1 は、光に網膜傷害に関わらず、一般に眩しいと感じるレベルになるためである。 定着灯の場合、対抗国際規格で RG2 と評価されるものが、4.24 及び附属書 JC で規定する評価条件では通常 RG1 と評価されるためである。また、使用条件は適正な測定が困難なため、一律に警告の記載をすることにした。 IEC への意見を提出中。
4.7.1	要求項目に関しては必要に応じてクラス OI を追加した。	我が国の配電事情にあう製品を規定するため。
4.15	温度ヒューズを非復帰形熱的保護装置（温度ヒューズ）に置き換えた。技術的差異は無い。	規定の解釈の明確化のため。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

4.24	<p>青色光網膜傷害の評価方法について、対応国際規格はTRを引用しており、このTRの正式規格化案は検討中であるので、この規格では、適正な評価方法を附属書JCに独自に規定した。</p> <p>定着灯の場合、対応国際規格は200mmの距離で測定してRG2を超える場合を規制しているが、この規格の500lxになる距離で測定してRG1を超える場合を規制し、これらは、ほぼ同等である。</p> <p>移動灯などでRG1を超える場合、対応国際規格では、表示を要求しているが、この規格では、禁止とした。</p>	<p>定着灯については、適正な測定及び評価が可能な規定とするため。</p> <p>移動灯については、傷害の発生リスクを避けるため。</p> <p>IECへの意見を提出中。</p>
5.2.1	<p>接続の手段に、引っ掛けシーリングローゼットを追加した。</p>	<p>我が国特有の施工方法に対応するため。</p>
5.2.2	<p>普通形でクラス0の場合だけシースなしコードを使えることを追加した。</p>	<p>我が国の配電事情にあう製品を規定するため。</p>
5.2.10	<p>造営材に固定して使用する照明器具で外部配線の張力止めを不要とする条件を規定した。</p>	<p>我が国特有の施工方法に対応するため。</p>
5.2.10 表5.2	<p>規定する電線の公称断面積を8mm<sup>2</sup>を超える場合に拡張した。</p>	<p>我が国で普及している部品を利用するため。</p>
5.3.1	<p>高熱の貫通配線のためのスリーブの同梱不要条件を追加した。</p>	<p>我が国特有の施工方法に対応するため。</p>
12.4.1 12.4.2	<p>温度試験（通常動作）の試験電圧について、光源の種類に応じた、最も不利な条件を規定した。</p>	<p>判断に迷う事項について明確に規定するため。</p>
12.5.1 12.5.2	<p>温度試験（異常動作）の試験電圧について、光源及び光源制御装置の種類に応じて、最も不利な条件を規定した。</p>	<p>判断に迷う事項について明確に規定するため。</p>

### <主な改正点>

- a) **FELV (1.2.42.1)** 機能特別低電圧 (FELV) の定義をしてその概念を明確化した。LED化によって変圧を行う照明器具が増えて、低電圧 (ELV)が重要になったことに対応したものである。
- b) **調整可能形照明器具 (1.2.87)** 回転又は移動させることができるが、工具によってロックする照明器具に関する定義を新設し、工具によってロックしない自在形照明器具と調整可能形照明器具とを区別して規定できるようにした。
- c) **制御形照明器具 (1.2.89)** 制御式の照明器具の進展に合わせ、制御用の端子をもつ照明器具に関する

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

定義を新設した。

- d) **LV 電源 (1.2.91)** LV 電源の定義を導入し、明確にした。HV, SELV 及び FELV を含まないことを明記した。
- e) **感電に対する保護の形式による分類 (2.2)** 我が国で認められているクラス 0 の条件について、デビエーションの追記箇所の不適切な文言を修正した。また、クラス 0 の範囲の規定に定格電圧を採用した。旧規格では動作電圧によっていたが、対地電圧で規定する定格電圧によって明確にした。
- f) **青色光による網膜傷害に関する表示 (3.2.23)** 青色光による網膜傷害のリスクグループによって必要な、警告シンボル及び取扱説明書への表示事項を規定した。
- g) **保護インピーダンス装置 (4.10.4)** 二重絶縁又は強化絶縁で分離された可触の導電部分を導電ブリッジする部品、又は部品を組み合わせたものに関して必要な性能を規定した。
- h) **電氣的接続部及び通電部 (4.11.2)** タッピンねじなどは、条件付きで使用することを認めているが、旧規格の分かりにくい事項に対して、デビエーションとして次を追加した。
- － 緩み止めの有無に関わらず、柔らかい金属へのタッピンねじの使用は禁止する。
  - － JIS B 1007 に適合する第 3 種タッピンねじは、通電部及び保護接地の連続性を持たせる接続に使用できる。
- i) **電氣的機械的接続方式 (4.11.6)** 我が国で普及している引掛けシーリングローゼットなどについて、この規格よりも厳しい条件の試験を要求している部品規格に適合している場合は、この規定の試験は不要とした。
- j) **幼児用器具 (4.13.1)** 子供用可搬形照明器具 (IEC 60598-2-10) は JIS 化していないので、表 4.3 から対応国際規格で規定している当該器具を削除した。
- k) **青色光による網膜傷害 (4.24.2)** 青色光による網膜傷害に関する規定を新設した。また、試験方法の詳細を附属書 JC 及び附属書 JD に規定した。
- l) **温度検知制御素子の固定方法 (4.28)** 温度検知制御素子の固定方法を詳しく定義した。旧規格で、禁止していた接着式及び粘着式を導入し、固定の信頼性を評価するための試験方法を規定した。
- m) **回路間の絶縁 (4.31)** 回路間の絶縁について詳しく明記し、LED 化で増えている SELV, FELV 及びその他の回路の絶縁に関する要求を詳細に規定した。これらの絶縁レベルの異なる各回路間の絶縁について、基本的な考え方と具体的な絶縁方法を規定した。
- n) **過電圧保護デバイス (4.32)** 過電圧が印加された場合に保護をするデバイスの規定を新設し、その使用条件を規定した。
- o) **電源との接続手段の追加 (5.2.1)** 我が国で普及している家庭用照明器具の取付方法である“引掛けシーリングローゼット”を、デビエーションとして追加した。また、対応国際規格に従って、“設備用カプラ”を追加した。
- p) **クラス III 照明器具の外部ケーブル又は照明器具内の SELV 回路の電線 (5.2.2)** クラス III 照明器具の外部ケーブル又は照明器具内の SELV 回路では、条件付きで線径の小さい電線を使用できるようにした。
- q) **コード止め試験の引張力及びトルク (5.2.10.3)** コード止めの試験条件を修正した。試験中に加える引張力及びトルク値の区分を細分化した。また、我が国の配線事情を配慮し、 $\phi 2$  mm のケーブルが試験できるようにデビエーションとして区分を修正した。
- s) **電源コード (5.2.12)** “普通形クラス 0 の照明器具以外は、シースなしコードを使用できない”を注

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

記から本文の規定（デビエーション）とした。

- t) **スリーブの工場組込み (5.3.1)** 照明器具内を貫通する電源ケーブルに耐熱ケーブルや耐熱スリーブを使用する場合、必要な情報などを供給する条件で、工場組み込みを要求しないことを規定した。
- u) **器具内用制御装置と照明器具の保護接地 (7.2.1)** 器具内用制御装置と照明器具の接地条件を明確化するために、照明器具の接地した金属部分に制御装置を固定することで接地してもよいこと、及び、器具内用制御装置を介して照明器具を保護接地する方法は認められないことを規定した。
- v) **保護接地端子に用いる金属の電食 (7.2.7)** 普通形以外の照明器具では、保護接地端子の各部分は、これと接触する金属との間で生じる電食の危険性を最小にすることを要求しているが、適合性を判定する方法が明確に示されていなかった。具体的な判定方法として、**JIS C 6065:2007 附属書 F**（電気化学的電位表）によることを **7.2.9** の判定方法にデビエーションとして追記した。
- w) **クラス II 照明器具の送り配線用接地端子 (7.2.10)** 送り配線用の接地端子をもつクラス II 照明器具の要求事項について明記した。
- x) **感電に対する保護 (8.2.1)** 直径 50 mm の球（**JIS C 0922** の検査プローブ A）が基礎絶縁された部分に触れてはならない照明器具として、旧規格で規定していた壁取付形だけでなく、移動灯器具、調節可能形照明器具及び自在形照明器具以外の全てとした。
- y) **防滴形照明器具 (IP 第二特性数字 1) の降雨条件 (9.2.3)** 防滴形照明器具に対する人工雨の降雨条件を修正した。
- z) **防雨形照明器具 (IP 第二特性数字 3) の試験条件 (9.2.4)** 散水装置の孔数に応じた流量となるように規定化した。
- aa) **絶縁抵抗及び耐電圧試験 (10.2)** 試験中にストレスがかからないように回路から切り離しておく機能部品として“保護用インピーダンス”を追加した。
- ab) **最小絶縁抵抗値 (10.2.1) 表 10.1 (最小絶縁抵抗)** の、“**第 5 章**で規定するブッシングの絶縁”の部分に対する試験条件を適正化した。
- ac) **耐電圧の試験電圧 (10.2.2) 表 10.2 (耐電圧)** の、“**第 5 章**で規定するブッシングの絶縁”部分に対する試験条件を適正化した。
- ad) **電子安定器をもった蛍光灯器具の温度試験 (通常動作) (12.4.1 の d)** 我が国で普及している電子式の制御装置の主流となっている一定電力制御方式では、電源電圧が低い場合に入力電流が増えて温度が高くなるものがあるため、温度試験の試験電圧は、定格電圧の 0.94 倍～1.06 倍の間で最も不利な電圧とするデビエーションを設けた。
- ae) **スポットライト照射面温度測定 (12.4.1 の j)** 多灯用の場合は、ランプの照射面を一点に集め、最も厳しい条件で試験することを明確にした。
- af) **電子安定器をもった蛍光灯器具の温度試験 (異常動作) (12.5.1 の b)** ) **12.4.1 の d)**に規定する通常動作同様に、温度試験の試験電圧は、定格電圧の 0.9 倍～1.1 倍の間で最も不利な電圧とするデビエーションを設けた。
- ag) **グローワイヤ試験 (13.3.2)** グローワイヤ試験の手順を示す試験規格を **JIS C 60695-2-11** に修正した。
- ah) **導電部が感電を生じるかどうかを決める試験 (附属書 A)** 試験の基本構成は同じままで、試験の論理と手順を整理し、明確にした。
- ai) **沿面距離及び空間距離の決定 (附属書 M)** クラス 0、クラス 0 I 及びクラス I 照明器具の“充電部と可触絶縁部分との間”の沿面距離又は空間距離は、強化絶縁又は二重絶縁が要求されることを明確にし

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

た。

- aj) **回路の活電部と可触の導電部の絶縁に対する要求事項 (附属書 X)** 表題の条件を整理するための図及び表を追加した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	0.3.1  4.27A	0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。  4.27A 光出力 一般照明用のLED照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	第4章 第5章 第14章 第15章	第4章 構造 第5章 内部及び外部配線 第14章 ねじ締め式端子 第15章 ねじなし端子及び電気接続	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4.26  12.5 12.6  12.7	4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段  12.5 温度試験 (異常動作) 12.6 温度試験 (ランプ制御装置が故障を起こした状態) 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又は	■該当 □非該当	3.2 3.3	3.2 照明器具の表示 3.3 追加の情報	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		これに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。				
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.11.4  4.14.3  4.18 4.27B   12.3 14.4.5	4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。  4.14.3 調節装置（調節装置の動作サイクル試験）  4.18 耐食性 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止  LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。  12.3 耐久性試験  14.4.5 ねじ締め式端子の耐食性	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第9章	第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.4.7  4.9.2  5.2.2	4.4.7 ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性  4.9.2 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的、電氣的及び熱的強度  5.2.2 照明器具製造業者が取り付けた電源コードに	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.3.1 第12章 第13章 15.3.9 15.6.2 15.9.2	<p>対する電氣的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性</p> <p>5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用，絶縁の安全性，耐電圧性，耐温度性</p> <p>第12章 耐久性試験及び温度試験</p> <p>第13章 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>15.3.9 端子及び接続器は，通常起こる機械的，電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。</p> <p>15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験</p> <p>15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験</p>	
第七 条 第1号	感電に対する保護	<p>電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	4.27C  4.27D  5.2.10	<p>4.27C 非交換形光源をもつ照明器具（照明器具又は照明器具の部分破壊することなく，光源の交換及び／又は充電部へ接触ができてはならない。）</p> <p>4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具（使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり，カバーに3.2.22Aによる“感電注意”記号が表示されている場合は，二つ以上の独立した固定手段によって，所定の位置に保持されなければならない。）</p> <p>5.2.10 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は，コード止め具は絶縁物を用いるか，又は固着絶縁ライ</p>	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.3.1.3 第8章	<p>ニングを施さなければならない。</p> <p>5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスII照明器具では、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。</p> <p>第8章 感電に対する保護</p>	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.15 第7章 10.3	<p>4.15 附属書A 導電部が感電を生じるかどうかを決める試験</p> <p>第7章 保護接地</p> <p>10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど</p>	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.3 4.9 5.3.6	<p>4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・铸はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。</p> <p>4.9 絶縁ライニング及びスリーブ</p> <p>5.3.6 自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線び、電線止め具又は同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。</p>	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				第9章 10.2 第11章 第12章 第13章 15.6.2 15.9.2	第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 10.2 絶縁抵抗及び耐電圧 第11章 .沿面距離及び空間距離 第12章 耐久性試験及び温度試験 第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 15.6.2 内部配線用端子及び接続の加熱試験 15.9.2 外部配線用端子及び接続の加熱試験	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	3.2.9 3.2.13 3.3.4 4.15.1 4.15.2 4.16 4.21.4	3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示 4.15.1 可炎性材料部分の発熱部からの分離、可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止 4.15.2 熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性 4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策 4.21.4 絶縁材料製のランプ収納室の耐炎性及び着	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.26	火性 4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段、ブローイング工法で断熱材施工する照明器具は、規定する検査プローブが侵入する開口部があってはならない。	
				4.27B	4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止	
				第12章	第12章 耐久性試験及び温度試験	
				13.3	13.3 耐炎性及び耐着火性試験	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	12.4	12.4 温度試験（通常動作）（照明器具が動作温度に達したときに可触部分、取り扱う部分調整する部分及び握る部分の過度の温度上昇があってはならない。）	
				12.5	12.5 温度試験（異常動作）（手で触れるおそれのある部分の温度について規定されている。）	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.13.4	4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。	
				4.14	4.14 つり具及び調節手段（機械的なつり具の強度の適切な安全率）	
				4.25	4.25 機械的危険箇所	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					照明器具は、取付け工事中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあつてはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	4.4.4 4.9.2 4.12.1 4.13 4.20 4.21 8.2.6 14.4.4	4.4.4 ランプソケットの固定装置の機械的強度 4.9.2 絶縁ライニング(裏打ち)及びスリーブの機械的、電気的及び熱的強度 4.12.1 ねじ及び機械的接続部の機械的ストレス耐性 4.13 照明器具の機械的強度 4.20 ラフサービス照明器具—振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。 4.21 保護シールド(ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。) 8.2.6 感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				15.3.9	的強度 15.3.9 ねじなし端子及び接続器の機械的、電氣的及び熱的ストレス耐性	
				15.5.1	15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
				15.8	15.8 ねじなし端子及び電気接続の機械的強度	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.24	4.24.1 紫外放射 4.24.2 青色光による網膜傷害	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているもの	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	4.26 4.26	4.26 短絡保護 絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部 (SELV) の短絡事故の下での安全保護手段 12.5 温度試験 (異常動作)	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。		12.5 12.6 12.7	12.6 温度試験(ランプ制御装置が故障を起こした状態) 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.2.2 5.3.1	5.2.2 電源コードの導体の最小断面積の規定 5.3.1 内部配線の適切な種類及びサイズの使用、絶縁の安全性、耐電圧性、耐温度性	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	0.3.1 11.2	0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 11.2 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離及び空間距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	照明器具に対する雑音の強さは、J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	第3章 12.3.2	第3章 表示 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8105-1 (201X) 規格名：照明器具 — 第1部：安全性要求事項通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				